

一般社団法人日本臨床宗教師会 全国連携委員会細則

(主旨)

第1条 本細則は、日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）定款第39条に基づき、本法人と各地の臨床宗教師会との連携・協力・情報共有について必要な諸事項を定める。

(目的)

第2条 本細則は、本法人と各地の臨床宗教師会との連携・協力・情報共有について、その適正を期すことを目的とする。

(全国連携委員会)

第3条 本法人は、本法定款第38条に基づき、全国連携委員会（以下「委員会」という）を設け、委員会において本細則第2条に係る事項を審議する。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するために、本法人会長（以下「会長」という）の指示のもとに、次の業務を行う。

- (1) 本法人と各地の臨床宗教師会との連携・協力・情報共有
- (2) その他、会長が必要と認める業務

(委員の構成)

第5条 委員会は、本法人の会員である各地の臨床宗教師会の相応の役員若干名によって構成する。

2. 委員欠席の場合には各地の臨床宗教師会役員もしくは事務担当者の代理出席を認める。

3. 前項の代理出席者が本法人の会員ではない場合には、守秘義務の誓約を求めることがある。

(細則の改定)

第6条 本細則の改定は、本法人理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。

附則

1. 本細則は、令和2年3月31日より施行する。
2. 本細則は、令和7年3月2日より改定・施行する。